

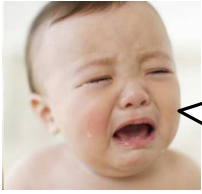
ある特許実務者同士の会話。。。。



あー！ また、米国で拒絶理由をもらっちゃたよ～。



どんな拒絶理由？



クレームの構成が図面に表れていないんだって。
そんなこと知らないよ～。



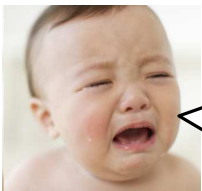
それは、37 CFRの1.83(a)だね。
これって、米国じゃ当たり前のルールだよ。



でも、日本にはないルールだよな。



そうだけど、米国に出願するんだったら、
知っとかなきゃね。



具体的には、どうすればよかったの？



この手のルールは、外国出願した後じゃ手遅れだから、
日本出願の明細書作成のときに仕込んでおくんだよ。



こんなルールって、他の国にもあるんじゃないの？



そのとおり。
外国には、日本でOKでも、認められない明細書の記載が
いっぱいあるんだよ。



えー。でも、そんなのいちいち調べられないよ。



そんな悩みを解決してくれるのがレクシアなんだよ。
レクシアの機械・電気部門では、日本ではOKだけど、外国では
禁止されている記載のセミナーをしているよ。



それって、誰でも参加できるの？



これから、名古屋でセミナーをするみたいだから、
早めに、申し込んでいた方がいいよ。大阪じゃ、すぐに満席に
なったらしいからね。



ありがとう。それじゃ、早速、申し込むよ。